

## 横浜市公共事業評価委員会運営要綱

制 定 平成24年 3月30日 財公第 598号（局長決裁）

最近改正 令和 8年 3月24日 財フ第2737第号（局長決裁）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）第4条の規定に基づき、横浜市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

### （担当事務）

第2条 横浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 横浜市公共事業評価実施要綱（平成17年3月制定。以下「実施要綱」という。）に基づき事前評価を実施する事業に関し、市が作成した事前評価調書（案）について審議を行い、意見がある場合には、市長に対してその具申を行う。
- (2) 実施要綱に基づき再評価を実施する事業に関し、市が作成した対応方針の案について審議を行い、意見がある場合には、市長に対してその具申を行う。
- (3) 実施要綱に基づき事後評価を実施する事業に関し、市が作成した事後評価調書について審議を行い、意見がある場合には、市長に対してその具申を行う。
- (4) 実施要綱に基づき審議した事業に関する「意見具申に対する対応」について、報告を受ける。
- (5) 国の定める交付金の要綱等に基づく評価に係る資料等について、審議を行うことができるものとする。

### （委員）

第3条 委員は、広く公共事業に精通し、専門的知識を有する公平な立場にある学識経験者から選任し、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

### （委員長）

第4条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、委員会の招集は市長が行う。

2 委員長は、委員会の会議の議長とする。

3 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会は、特定又は専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員若干人をもって組織する。

3 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

4 第1項に基づき部会を置く場合は、前2条及び第7条から第9条までの規定における「委員会」を「部会」と、「委員長」を「部会長」と、「委員」を「部会の委員」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第7条 横浜市が保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に基づき、委員会の会議は、公開するものとする。ただし、次にかかげる場合は、この限りでない。

(1) 他の法令等に特別の定めがある場合

(2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、委員会の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、委員会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、行財政局ファシリティマネジメント推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。  
(横浜市公共事業評価審査委員会設置要綱の廃止)
- 2 横浜市事業再評価審査委員会設置要綱(平成17年3月28日施行)は、廃止する。  
(横浜市都市再生整備計画事業評価委員会設置要綱の廃止)
- 3 横浜市都市再生整備計画事業評価委員会設置要綱(平成23年3月31日施行)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。